平成25年（第63回）計量士国家試験

計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第65条の規定に基づき、計量士国家試験の場所及び期日、受験願書の提出期限その他必要な事項を次のとおり告示する。

平成24年９月３日

経済産業大臣　枝野　幸男

１　試験の場所　北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州及び沖縄

２　試験の期日　平成25年３月３日（日）

３　試験の区分　試験は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士について行う。

４　受験願書（試験案内書）の配布期間　受験願書（試験案内書）の配布期間は平成24年10月１日（月）から同年10月31日（水）まで、郵送及びインターネットによる配布とする。

５　受験願書（試験案内書）の入手方法

①　受験願書（試験案内書）の郵便での請求

受験願書（試験案内書）の郵送での配布を希望する場合は、下記の請求先に、「計量士国家試験願書○部希望」と明記した請求用封筒を送付すること。請求用封筒には返信用封筒を封入する。返信用封筒には、希望部数に応じて、１部希望の場合は140円、２部は200円、３部は240円、４部から８部は390円、９部から10部は580円の切手を貼付し、宛先（請求者の住所・氏名及び連絡のとれる電話番号）及び希望部数を明記すること。なお、11部以上希望する場合は、請求先に相談すること。

受験願書（試験案内書）の請求先は下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局計量行政室及び各経済産業局消費経済課、沖縄総合事務局商務通商課では受験願書用紙及び試験案内書の配布は行わない。

＜受験願書（試験案内書）の請求先＞

〒100―8799 東京都中央区銀座８―20―26
日本郵便銀座支店留め　株式会社日通総合研究所内計量士国家試験係　電話：03―4226―3000（平日９：30―17：00）

②　受験願書（試験案内書）のインターネットでの入手　受験願書（試験案内書）をインターネットサイトから入手する場合は、下記のＵＲＬから案内書と願書のＰＤＦファイルをダウンロードし印刷をすること。

なお、ダウンロード及び印刷の際には、ＰＤＦファイルをダウンロードし印刷できるコンピュータ（ＰＣ）環境、Ａ４のコピー用紙が印刷できるプリンタ（カラー／モノクロ、レーザー／インクジェットは問わず）、Ａ４サイズの白紙のコピー用紙が必要となるので、ＵＲＬのリンク先にある利用条件等を確認すること。

＜ＵＲＬ＞

http://keiryoshi.com/index.html

６　受験願書の受付期間等　平成24年10月12日（金）から同年10月31日（水）まで郵送のみの受付とする（当日の消印有効）。なお、願書を提出する際には、角２封筒（Ａ４コピー用紙が折らずに入る封筒）に願書を入れ、封筒の表に「計量士国家試験願書在中」と明記し、提出方法は簡易書留とする。

７　受験願書の提出先　受験願書の提出先は、下記のとおり。なお、経済産業省産業技術環境局計量行政室及び各経済産業局消費経済課、沖縄総合事務局商務通商課での受付は行わない。

＜受験願書の提出先＞

〒100―8799 東京都中央区銀座８―20―26
日本郵便銀座支店留め　株式会社日通総合研究所内　計量士国家試験係　電話：03―4226―3000（平日９：30―17：00）

８　提出書類

・計量士国家試験受験願書
・計量法施行規則第63条第２項による試験科目の免除を受けようとする者は、既に合格した区分の試験についての合格証書の写し（願書裏面に貼付のこと。）。
・障がい等のために、受験に際して何らかの措置を希望する者は、特別措置に関する申請書

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１０４号

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字宮本44番地12

債務者　工藤　哲也

１　決定年月日時　平成24年８月20日午後２時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５３号

山形県鶴岡市青柳町16番17号　ハイツ早稲田６号室、前住所山形県鶴岡市新形町２番48号

債務者　佐藤　徳子

１　決定年月日時　平成24年８月21日午後３時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第３９１号

神奈川県厚木市温水2219番地７

債務者　池田　雄亮

１　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４３５号

住民票上の住所神奈川県平塚市立野町16番25号　サガミＣ号室、居所横浜市以下秘匿

債務者　小澤奈緒子（旧姓庄ノ）

１　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２３９号

京都市右京区嵯峨鳥居本化野町12番地62

債務者　渡邉加代子

１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３１８号

京都市伏見区三栖町３丁目823番地　栖龍荘103

債務者　加賀山道郎

１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７３３号

京都府木津川市山城町平尾越中谷17番地３

債務者　Ｅ―パワーズこと　田垣　貴幸

１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７９８号

京都市西京区大枝沓掛町９番地25

債務者　竹内　享一

１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８号

松江市西津田８丁目17番43号　ヴィラ・クレスト103号室

債務者　福田　清美

１　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１８９号

大阪市東淀川区大桐５丁目14番37号　キヨタビル302号、前住所大阪市北区中津７丁目３番２―705号

債務者　志賀　伸一

１　決定年月日時　平成24年８月20日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部